

環境関連法規等の取りまとめ及び遵守評価記録

2006年4月1日作成

承認印

法規制変更情報の入手方法

毎年2月、環境法令はNECの環境法令の最新動向のページ及び総務庁法令データベースで確認する。

条例は洋々亭自治体WEB例規集で確認する。

環境法令等	要求事項	遵守評価の記録				備考
		06年前期	06年後期	07年前期	06年後期	
騒音規正法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建設作業の届出 開始7日前 くい打ち作業、びょう打ち作業 さく岩作業、圧縮空気を使用する作業 コンクリート・アスファルトプラント作業 バックホウ作業、ショベル作業、ブルドーザ作業 ・ 規制基準の遵守 敷地境界線上で85デシベル ・ 日曜、休日、夜間の当該作業の禁止（適用除外あり） ・ 作業開始前の付近住民への説明と苦情の未然防止措置 ・ 土砂などの粉じん飛散防止処置 					
金沢市環境保全条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建設作業の追加 アースオーガーと併用するくい打ち作業 インパクトレンチを使用する作業 コンクリートカッターを使用する作業 ディーゼル発電機を使用する作業 					
振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建設作業の届出 開始7日前 くい打ち作業 					

環境法令等	要求事項	遵守評価の記録				備考
		06 年前期	06 年後期	07 年前期	06 年後期	
	鋼球を使用して建築物を破壊する作業 舗装板破砕機を使用する作業 ブレーカーを使用する作業 ・規制基準の遵守 敷地境界線上で 75 デシベル ・日曜、休日、夜間の当該作業の禁止（適用除外あり） ・作業開始前の付近住民への説明					
水質汚濁防止法	・ 有害物質（カドミウム、有機リン化合物、鉛など）を含む浸透水を地下に浸透させないこと。 ・ 貯油施設等より事故により油を流出させたときは知事に届けでること。 ・ 特定施設を設置する場合、事業者（施主）は届出と排出水の排出濃度を測定し、排出基準を守ること。					
大気汚染防止法（H18.3.1 改正・施行）	アスベストを使用している工作物解体工事 ・ 知事への届出 （特定建設材の使用面積の合計 50m ² 以上） ・ 解体工事時のアスベスト暴露防止措置の実施					
建築物の解体又は改修工事において発生する石綿等の適正処理に関する指針	・ 特別管理産業廃棄物管理者の設置 ・ 吹き付けアスベストの除去 散水などの湿潤化ののち、二重梱包又は固形化する 保管施設により飛散しないよう保管する アスベスト廃棄物の表示					

環境法令等	要求事項	遵守評価の記録				備考
		06 年前期	06 年後期	07 年前期	06 年後期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスベスト成型板の除去 解体現場の周辺には、粉じん等の飛散防止幕を設置し、 散水装置等を設置する 他の廃棄物と分別して、変形・破損しないよう積み重ねる、シートがけ 非飛散系アスベストの表示 ・ アスベスト廃棄物を取り扱う場合は、労働安全衛生法、石綿障害予防則等に留意する。 ・ 認可を受けた特別管理廃棄物収集運搬者への委託 (マニフェスト管理) 					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄の禁止 ・ 木くづ、型枠などの野外焼却禁止 ・ 産業廃棄物（一般・特別）の適正処理 産業廃棄物の分別と保管置き場の表示 認可を受けた廃棄物処理業者との契約 マニフェストの発行 マニフェストの返却確認・記録 マニフェストの5年間保管 ・ PCB（旧型コンデンサー等）の保管 届出と受け皿等により漏洩しないよう保管する 					
ふるさと石川の環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 硫酸ピッチの生成・保管の禁止 					

環境法令等	要求事項	遵守評価の記録				備考
		06 年前期	06 年後期	07 年前期	06 年後期	
を守り育てる条例	<ul style="list-style-type: none"> 建設系産業廃棄物の保管場所の届出 (保管面積が 200 平方メートル以上の場合) 建設資材廃棄物が適正に処理されるよう、下請け業者を指導監督すること 					
金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 建設系産業廃棄物を自ら保管しようとする場合は、隣接する土地の所有者の承諾をえること。 都市計画法で定められた第一種・第二種地域・商業地域・準工業地域 一般廃棄物の分別基準の遵守 					
建設工事に係わる資材の再生資源化に関する法律 (建設リサイクル法)	<ul style="list-style-type: none"> 特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)の再資源化を行なうこと。 〔対象工事〕 建築物の解体 80 m² 以上 建築物の新築・増築 500 m² 以上 建築物の修繕・模様替(リフォーム等) 1 億円以上 工作物に関する工事(土木工事等) 500 万円以上 工事に当っては再資源化された建設資材を使用すること 対象建設工事の元請業者は、発注者に対し、分別解体等の計画等について書面を交付すること 					

環境法令等	要求事項	遵守評価の記録				備考
		06 年前期	06 年後期	07 年前期	06 年後期	
	<ul style="list-style-type: none"> 発注者又は自主施工者は、工事着手の7日前までに、建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等について、県知事または市長へ届け出ること 元請業者は、下請業者に対し、県知事または市長への届出事項を告知すること 					
顧客（市）の指針	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事により発生する汚泥地下水は、汚泥が止まるまで浄化してから放流する。 省エネ型建設車両を使用する。 					
土壌汚染対策法（不動産業）	<p>使用が廃止された有害物質使用特別施設のあった敷地であつて、その土地の所有者・管理者又は占有者である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定機関による土壌汚染の調査 知事への届け出 					
遵守評価者印						